

受付番号： 2021-1-582

課題名：特定大規模施設における門脈血行異常症の記述疫学に関する研究（定点モニタリングシステム）

1. 研究の対象

2016年1月1日以降に当院で、門脈血行異常症（特発性門脈圧亢進症、肝外門脈閉塞症、バッドキアリ症候群）と新たに診断された方

2. 研究期間

2021年10月～2027年3月

3. 研究目的

厚生労働省の研究班に協力し、門脈血行異常症に関する調査を実施します。この病気が、どのような要因と関連しているかを調べ、得られた成果を予防に役立てたいと考えております。

4. 研究方法

日常診療で実施される項目について、カルテから情報を収集します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報（病歴、治療歴、血液検査データ）を用います。

6. 外部への試料・情報の提供

情報は調査事務局（大阪市立大学大学院医学研究科公衆衛生学）に提供されます。

7. 研究組織

研究代表者：大阪市立大学 公衆衛生学 大藤さとこ

共同研究施設：

	所属	研究責任者
1	福島県立医科大学消化器内視鏡先端医療支援講座	高木 忠之
2	大分大学医学部消化器・小児外科学講座	太田 正之
3	久留米大学先端治療研究センター	鹿毛 政義

4	琉球大学医学部生体制御医科学講座機能制御外科学分野	國吉 幸男
5	九州大学大学院医学研究院先端医療医学	橋爪 誠
6	日本医科大学消化器外科	吉田 寛
7	昭和大学病院医学部内科学講座消化器内科学部門	魚住 祥二郎
8	長崎大学大学院移植・消化器外科	江口 晋
9	(独) 国立病院機構金沢医療センター消化器内科	加賀谷 尚史
10	奈良県立医科大学附属病院消化器・内分泌代謝内科	瓦谷 英人
11	帝京大学医学部附属病院内科学講座	田中 篤
12	埼玉医科大学消化器内科・肝臓内科	持田 智
13	金沢大学附属病院消化器内科	鷹取 元
14	済生会横浜市東部病院 消化器内科・小児肝臓消化器科	中野 茂
15	昭和大学横浜市北部病院消化器センター	馬場 俊之
16	北里大学消化器内科学	日高 央
17	東京医科大学消化器内科	古市 好宏
18	日本大学医学部内科学系消化器肝臓内科学分野	松本 直樹
19	新潟市民病院消化器内科	和栗 暢生
20	市立奈良病院消化器肝臓病センター・消化器内科	福本 晃平
21	兵庫医科大学放射線医学教室	山門 亨一郎
22	東北大学小児外科	仁尾 正記
23	国際医療福祉大学医学部小児外科	淵本 康史
24	新潟大学小児外科	木下 義晶
25	久留米大学小児外科	石井 信二
26	兵庫県立こども病院	横井 暁子
27	岡山大学病院 肝胆膵外科	八木 孝仁
28	金沢医科大学 小児外科	岡島 英明
29	獨協医科大学第一外科	土岡 丘
30	北海道大学消化器外科 I	本多 昌平
31	聖マリアンナ医科大学 小児外科	古田 繁行
32	熊本大学 小児外科・移植外科	日比 泰造
33	順天堂大学小児科	鈴木 光幸

34	国立大学法人千葉大学医学部附属病院消化器内科	近藤 孝行
35	国立大学法人東北大学病院消化器内科	井上 淳
36	国立大学法人新潟大学医歯学総合病院消化器内科	横山 純二
37	東邦大学医療センター大森病院消化器内科	永井 英成
38	国立大学法人北海道大学病院消化器内科	小川 浩司
39	福岡大学病院消化器内科	横山 圭二
40	東海大学医学部付属病院内科学系消化器内科学	加川 建弘
41	静岡県立病院機構静岡県立こども病院小児外科	矢本 真也

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

東北大学病院 消化器内科 井上 淳（研究責任者・代表者）

電話：022-717-7171

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合